

5 - 78 後退灯

5 - 78 - 1 装備要件

自動車には、後退灯を備えなければならない。ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタビラ及びそりを有する軽自動車、小型特殊自動車並びに幅 0.8m 以下の自動車並びにこれらにより牽引される被牽引自動車にあっては、この限りでない。（保安基準第 40 条第 1 項）

5 - 78 - 2 性能要件（視認等による審査）

- (1) 後退灯は、自動車の後方にある他の交通に当該自動車が後退していることを示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 40 条第 2 項関係、細目告示第 214 条第 1 項関係）

後退灯は、昼間にその後方 100m の距離から点灯を確認できるものであり、かつ、その照射光線は、他の交通を妨げないものであること。この場合において、その光源が 15W 以上 75W 以下で照明部の大きさが 20 cm² 以上であり、かつ、その機能が正常であるものは、この基準に適合するものとする。

後退灯の灯光の色は、白色であること。

後退灯は、灯器が損傷し又はレンズ面が著しく汚損しているものでないこと。

- (2) 次に掲げる後退灯であって、その機能を損なう損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。（細目告示第 214 条第 2 項関係）

指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後退灯

法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき装置の指定を受けた後退灯又はこれに準ずる性能を有する後退灯

5 - 78 - 3 取付要件（視認等による審査）

- (1) 後退灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。ただし、ただし書の後退灯であって の規定に適合するものは、前段の規定に適合するものとする。また、ただし書の後退灯であって、独立した操作装置により消灯させることができるものは、当該基準に適合するものとする。（保安基準第 40 条第 3 項関係、細目告示第 214 条第 3 項関係）

自動車に備える後退灯の数は、次に掲げるものとする。

ア 長さが 6 m を超える自動車（専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する自動車に限る。）にあっては、2 個、3 個又は 4 個

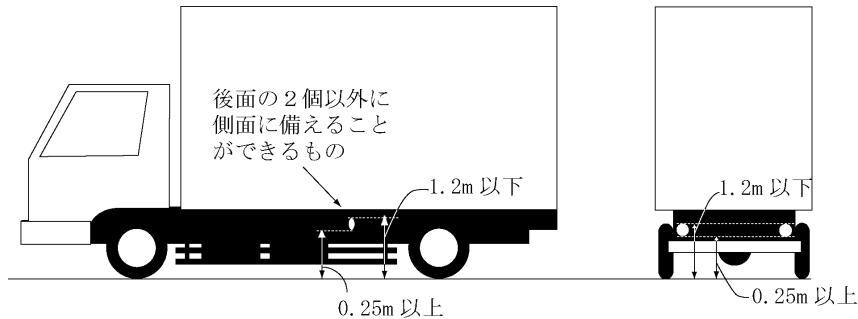
イ ア以外の自動車にあっては、1 個又は 2 個

後退灯は、自動車の後面に後方に向けて取り付けられなければならない。ただし、アに掲げる自動車に備える後退灯であって、2 個を超えて備えるものについては、自動車の側面に後方に向けて取り付けることができる。

後退灯は、その照明部の上縁の高さが地上 1.2m 以下（大型特殊自動車及び小型特殊自動車に備える後退灯であって、その自動車の構造上地上 1.2m 以下に取り付けることができないものにあつては、取り付けることができる最低の高さ）、下縁の高さが 0.25m 以上となるように取り付けられなければならない。

長さが6 mを超えるバス・トラック

(参考図)



後退灯は、変速装置（被牽引自動車にあっては、その牽引自動車の変速装置）を後退の位置に操作しており、かつ、原動機の操作装置が始動の位置にあるときにのみ点灯する構造であること。また、アに掲げる自動車に備える後退灯であって、2個を超えて備えるものについては、尾灯及び車幅灯が点灯し、変速装置（被牽引自動車にあっては、その牽引自動車の変速装置）を後退の位置に操作しており、かつ、原動機の操作装置が始動の位置にあるときにのみ点灯する構造でなければならない。

ただし、5 - 78 - 3 (1) ただし書の規定により自動車の側面に備える後退灯にあっては、変速装置を後退の位置から前進の位置等に操作した状態において、自動車の速度が 10km/h に達するまでの間点灯し続けるものとすることができる。この場合において、後退灯は、独立した操作装置によって点灯した後退灯を消灯させることができる構造でなければならない。

大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）及び小型特殊自動車以外の自動車に備える後退灯の照明部は、後退灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方 15°の平面及び下方 5°の平面並びに後退灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より後退灯の内側方向 45°の平面（後面の両側に後退灯が取り付けられている場合は、後退灯の内側方向 30°の平面）及び後退灯の外側方向 45°の平面により囲まれる範囲においてすべての位置から見通すことができるように取り付けられていること。

ただし、自動車の構造上、すべての位置から見通すことができるように取り付けることができない場合にあつては、可能な限り見通すことができる位置に取り付けられていること。

また、後退灯を自動車の側面に取り付けの場合にあつては、その基準軸（光学測定の角度範囲及び灯火等の取付のための基準方向として灯火等の製作者が定める灯火等の特性軸をいう。）が車両中心線を含む鉛直面と平行な当該灯火の取付部を含む鉛直面に対して 15°以内の傾斜で側方に水平に向いているものは前段の基準に適合するものとする。

後退灯は、 から に規定するほか、5 - 69 - 3 (1) の基準に準じたものであること。

後退灯は、点滅するものでないこと。

後退灯の直射光又は反射光は、当該後退灯を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものでないこと。

後退灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等5 - 78 - 2 (1)に掲げた性能を損なわないように取り付けられなければならない。

(2) 次に掲げる後退灯であってその機能を損なう損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第214条第4項関係)

指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後退灯法第75条の2第1項の規定に基づき灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置について装置の指定を受けた自動車に備える後退灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後退灯又はこれに準ずる性能を有する後退灯

5 - 78 - 4 適用関係の整理

4 - 78 - 4の規定を適用する。